

# 足利市いじめ防止基本方針



令和3年3月  
足利市

## 目次

はじめに	1
1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
（2）いじめの定義	2
（3）いじめの理解	3
（4）いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
① いじめの防止	3
② いじめの早期発見	3
③ いじめへの対処	4
④ 家庭や地域との連携	4
⑤ 関係機関との連携	4
2 いじめの防止等のために実施する施策	4
（1）「足利市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	4
（2）「足利市いじめ問題専門委員会」の設置	4
（3）いじめの防止等のための施策	5
① いじめの防止	5
② いじめの早期発見	5
③ いじめへの対処	5
④ 家庭や地域・関係機関との連携	6
3 いじめの防止等のために学校が実施する施策	6
（1）「学校いじめ防止基本方針」の策定	6
（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	6
（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置	6
① いじめの未然防止	6
② いじめの早期発見	7
③ いじめに対する措置	7
4 重大事態への対処	8
（1）重大事態の発生と報告	8
① 重大事態の意味	9
② 重大事態の報告	9
（2）重大事態の調査	9
① 調査の趣旨及び調査主体	9
② 調査を行うための組織	10
③ 事実関係を明確にするための調査の実施	10
（3）調査結果の提供及び報告	11
① 調査結果の提供	11
② 調査結果の報告	11
（4）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	12
① 再調査	12
② 再調査の結果を踏まえた措置等	12
5 その他の重要事項	12
（1）基本方針の見直し	12

# 足利市いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたことを重く受け止め、いじめを防止し、早期の発見と適切な解決に導いていける学校の指導体制を一層強化するとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる仕組みづくりを推進していくことが重要です。

本市には、『足利市民憲章』の基本理念をもとに、「市民の力」を推進力としながら、元気に輝き続けるまちづくりを目指した『足利市総合計画』があります。この基本構想の中で、市民一人ひとりの人権が尊重され、共存できる社会の実現を目指した教育・啓発活動を行っていくことが掲げられています。

また、「市民だれもが人生の目標と生きがいをもって豊かなくらしをして欲しい」という市民への願いを込めてつくられた『足利市の教育目標』があります。これは、足利学校の「自学自習」の精神を受け継ぎ、自ら目標をもって人生を生き生きとくらす市民になることを願い、人生全般にわたって切れ目なく設定された教育目標です。その中の「社会連帯感の育成」において、「同和問題をはじめ人権問題を正しく理解し、不合理な差別や偏見のない社会の実現に努める。」と掲げています。これを受けて、足利市の学校における人権教育は、同和問題を様々な人権問題の中核としてとらえ、教師の「人権に対する認識の深まり」を前提にした「教育の本質」にかかわる実践を積み上げています。

国においては、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」を施行し、国、地方公共団体、学校、地域、家庭その他関係者との連携のもと、いじめの問題の克服を目指す考えを示し、地方公共団体には「地方いじめ防止基本方針」の策定や「いじめ問題対策連絡協議会」の設置に努めることを、教育委員会には、「いじめ防止のための附属機関」の設置に努めることを求めています。また、学校には「学校いじめ防止基本方針」の策定を義務づけています。

このようなことから、本市では、法に基づき、これまでの取組を踏まえ、「足利市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、取組の一層の充実を図っていくものです。

# 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

## (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう取り組まなければなりません。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするために、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

## (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。
- いじめには、多様な態様があることを踏まえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認をする必要があります。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（学校いじめ対策組織）を活用して行います。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたりする。嫌なことを無理矢理させられるなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。
- いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳し

い指導を要する場合であるとは限りません。

- 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめた児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となります。

### (3) いじめの理解

- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

### (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### ① いじめの防止

- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、学校と家庭、地域が一体となった継続的な取組を推進していきます。
- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促します。
- 児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養います。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を養います。
- 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努めます。
- いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発をしていきます。

#### ② いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

- いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

### ③ いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要です。
- 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要です。
- 学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

### ④ 家庭や地域との連携

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要です。
- より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

### ⑤ 関係機関との連携

- 学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関などとの適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者との間の情報共有体制を構築しておくことが必要です。

## 2 いじめの防止等のために実施する施策

### (1) 「足利市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

- いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項に基づく「足利市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- 本協議会は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察などの関係者や、学識経験者、臨床心理士などの心理や福祉の専門家等を構成員とします。

### (2) 「足利市いじめ問題専門委員会」の設置

- 法第14条第3項に基づき、教育委員会と「足利市いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下、足利市いじめ防止基本方針に基づき、市立各学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うため、足利市教育委員会に「足利市いじめ問題専門委員会」を設置します。
- 本委員会は、法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態が発生した場合の調査組織を兼ね

るものとし、調査を前提として、弁護士、医師、教育経験者、臨床心理士などの心理や福祉の専門家等の学識経験者で構成し、公平性・中立性の確保に努め、その事態の対処及び今後の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行います。

### (3) いじめの防止等のための施策

#### ① いじめの防止

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めます。
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備・周知に努めます。
- いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促します。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上に努めます。
- いじめの防止等のための対策の実施状況について、調査研究及び検証、その成果の普及に努めます。
- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動に努めます。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を促します。

#### ② いじめの早期発見

- いじめの実態把握の取組状況等、各学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促します。
- インターネット上のいじめを監視する関係機関等との連携等、インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めます。

#### ③ いじめへの対処

- 学校からいじめに係る報告を受けたときは、必要に応じ、その学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示します。
- いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、必要な措置を講じます。
- 教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するように、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行います。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校

相互間の連携協力体制の整備に努めます。

#### ④ 家庭や地域・関係機関との連携

- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めます。
- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行います。
- より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTA や地域の関係団体等との連携促進や、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の整備に努めます。
- 児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、また、効果的に対処することができよう、必要な啓発活動を実施するよう努めます。

### 3 いじめの防止等のために学校が実施する施策

#### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- 各学校は、国、県、市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。
- 「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめの事案への対処の在り方、教育相談体制、児童・生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等に係る内容を盛り込みます。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- 各学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行い、特定の教職員で問題を抱え込まず組織的に対応するために「学校いじめ対策組織」を置きます。
- 「学校いじめ対策組織」には、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等を交えて対応できるようにします。

#### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

##### ① いじめの未然防止

- いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。
- 児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

## ② いじめの早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する必要があります。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。
- 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要があります。
- アンケートや個人面談において、児童生徒が、自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。

## ③ いじめに対する措置

- 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければなりません。
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。
- 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた児童生徒を徹底して守り通します。
- いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、その際、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

### I) いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

## II) いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめられた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

上記 I) II) のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめのいじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが、含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめられた児童生徒の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と報告

- 教育委員会又は学校は、次に掲げる場合には、重大事態として対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとします。

- I) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑

いがあると認めるとき。

II) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 教育委員会又は学校は、重大事態による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

### ① 重大事態の意味

- 「いじめにより」とは、I)、II)の児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめられた児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が連続して欠席している場合などは、いじめられた児童生徒の状況に着目し、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。
- 児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

### ② 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告します。

## (2) 重大事態の調査

### ① 調査の趣旨及び調査主体

- 重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。
- 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。
- 調査の主体は、学校が主体となって行いますが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。
- 学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければなりません。

## ② 調査を行うための組織

- 教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けます。
- この組織の構成については、弁護士や医師、心理や福祉の専門家、学識経験者等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。
- 学校における調査において、教育委員会が調査主体となる場合は、足利市いじめ問題専門委員会により調査を行います。
- 学校が調査の主体となる場合は、調査の迅速性を図るため、学校に置かれている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施します。

## ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。
- この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

### I) いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行います。この際、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施します。
- いじめた児童生徒への指導を行い、いじめの行為を止めます。
- いじめられた児童生徒には、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

### II) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。
- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。

※ いじめが要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改定版)」(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとします。

- ・ 背景調査に当たり、遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。
- ・ いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への質問紙調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。
- ・ 調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくよう努めます。
- ・ 調査を行う組織については、弁護士や医師、心理や福祉の専門家、学識経験者等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意します。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について、学校に対して、適切な指導及び支援を行います。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、自殺は連鎖(後追い)の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にすよう報道関係者に協力を求めます。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① 調査結果の提供

- 教育委員会又は学校は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。
- 情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

#### ② 調査結果の報告

- 教育委員会は、調査結果について市長に報告します。
- いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとします。

#### (4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

##### ① 再調査

- 重大事態の調査結果を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、教育委員会の調査結果について再調査を行うことができます。
- 再調査を行うに当たっては、外部有識者による第三者機関により調査を進めます。

##### ② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。
- 再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告します。その際、個人のプライバシーに十分配慮します。

## 5 その他の重要事項

### (1) 基本方針の見直し

- 市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、国や県の状況等を勘案して、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。